

弁護士法人福間法律事務所

代表弁護士福間則博、弁護士尾崎悠吾、弁護士松村隆志

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士松村隆志



Legal F: Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

不貞慰謝料請求における婚姻関係の破綻

1 原則的な慰謝料支払義務

夫婦の一方の配偶者と肉体関係を持った第三者は、その関係が自然の愛情によって生じたか否かにかかわらず、原則として他方の配偶者である夫又は妻としての権利を侵害することから、他方配偶者に対し慰謝料の支払義務を負担するとされています(最判昭和54年3月30日)。第三者が夫婦の一方との肉体関係を持つことは、他方配偶者の婚姻共同生活の維持という権利又は法的保護に値する利益を侵害すると考えられるからです。

2 婚姻関係破綻後の不貞行為

これに対し、第三者が肉体関係を持った場合において、夫婦の婚姻関係がその当時既に破綻していたときは、第三者は他方配偶者に対し慰謝料支払義務を負担しないとされています(最判平成8年3月26日)。この場合には、他方配偶者の婚姻共同生活の維持という権利または法的保護に値する利益がないと考えられるからです。

3 婚姻関係破綻の判断要素

そこで、どのような場合に婚姻関係が破綻していると認められるかが問題となり、①別居、②離婚意思の表明、③その他の事情が判断要素になります。

① 別居については、夫婦の共同生活が営まれていないことを端的に示すものであり、破綻を基礎付ける重要な要素となります。ただ、別居に合理的な理由がある場合、また、別居期間の長短、関係修復への努力等の事情から破綻に至っていないと判断される場合もあり、別居の事実だけで婚姻関係の破綻を断定することはできません。

② 離婚意思の表明については、婚姻生活が夫婦の協力に基づいて営まれるべきものであることから、夫婦の一方からの離婚意思の表明は婚姻関係の破綻を基

礎付ける重要な要素になります。ただ、その後に関係修復に向けた努力がなされたり、離婚調停を申し立てながらこれを取り下げるといった事情がある場合等には破綻が認められないこともあり、離婚意思の表明だけで破綻を認定することはできません。

③ 結局は、上記①②の外、夫婦の婚姻期間及び不和の期間、夫婦双方の婚姻関係を継続する意思の有無・程度、夫婦の関係修復への努力の有無・内容・程度等の事情を総合して、破綻の有無を判断することになります。

4 婚姻関係破綻の認定についての裁判例の傾向

ところで、不貞行為開始時における破綻が認定されれば、原則として慰謝料支払義務は発生しないことから、裁判所においては、破綻を認定することに慎重であり、破綻自体は否定しながらも、婚姻関係が「円満を欠いていた」「危機的状況であった」「破綻寸前だった」等と認定して慰謝料支払義務を否定することを避けながらも、その額を低額化することにより、妥当な結論を導く傾向があります。

5 慰謝料の具体的な額

慰謝料の具体的な額については、不貞行為が始まった経緯、不貞行為の内容、不貞関係によって他方配偶者に与えた影響その他諸般の事情が考慮されますが、実際上は、概ね次のような範囲で慰謝料の額が定まる裁判例が多いと言えるでしょう。

(1)不貞行為により離婚又は婚姻関係の破綻に至った場合
慰謝料額: 金 150 万円から 300 万円程度

(2)不貞行為によっても婚姻関係の破綻には至らなかった場合
慰謝料額: 金 50 万円から 200 万円程度

6 弁護士費用の加算

弁護士が代理人として弁護士費用を加えて慰謝料請求訴訟を提起した場合、通常、慰謝料額の10%程度が弁護士費用として認められます。